

案

災害時における指定緊急避難場所及び指定一般
避難所としての使用に関する協定書

袖ヶ浦市

○○○○○○○○

災害時における指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、災害時における指定緊急避難場所及び指定一般避難所（以下「避難所等」という。）としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、袖ヶ浦市内において災害（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に貸付する旧平岡小学校幽谷分校の施設及び土地を避難所等として甲が使用することについて必要な事項を定め、袖ヶ浦市民等の安全を確保することを目的とする。

（避難所等）

第2条 避難所等として使用する旧平岡小学校幽谷分校の施設及び土地は、別表1に掲げる範囲とする。

- 2 前項のうち、指定緊急避難場所については、別表2に掲げる災害ごとに使用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表1に掲げる範囲のほか、甲が避難所等として使用する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、甲が避難所等として使用することができる。

（使用の要請）

第3条 前条第3項の規定により、甲が別表1に掲げる範囲以外を避難所等として使用する場合は、使用要請書（様式第1号）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請できるものとし、事後に使用要請書を提出するものとする。

- 2 乙は特段の事由がない限り甲の要請に協力するものとする。

（避難所配備職員の派遣）

第4条 甲は、避難所等を使用する場合には、避難所配備職員を派遣するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 避難所等の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、乙の職員が行うものとする。

- 2 乙が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、甲からの要請を待たずに、甲が乙に貸付する旧平岡小学校幽谷分校の施設及び土地を避難所等の利用に供することができるものとする。その場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。
- 3 甲は、夜間休日等に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難所等を開設す

る必要が生じたときは、乙の了承のもとに避難所等の利用に供することができるものとする。その場合の避難所等の開設は、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、緊急を要する場合であつて、事前に乙の了承を得ることが困難なときは、本項の規定にかかわらず、甲は第2条に規定する避難所等として使用することができる。なお、この場合、甲は避難所等の開設後、速やかに乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

(避難対象者)

第6条 避難対象者は、地域住民及び周辺地域において就労中又は通行中の者とする。

(避難所等の管理及び運営)

第7条 避難所等の管理及び運営は甲の派遣した避難所配備職員、乙の職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が行うものとする。

2 避難所等の運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。

3 甲は、緊急時を想定し、避難所の開設及び防災資機材用倉庫の点検の実施の目的に限り、乙から施設の鍵を借受けるものとする。

4 甲は、甲の負担で乙の敷地内に防災資機材用倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを得るものとする。なお、甲は緊急時を想定し、防災資機材用倉庫の鍵を事前に乙の担当部署に預けるものとする。

(使用期間)

第8条 指定緊急避難場所及び第2条第3項に規定する指定緊急避難場所として使用する期間は、別表2に掲げる災害に関する警報又は注意報が発表されたときから解除等により災害のおそれなくなった時までとする。

2 指定一般避難所及び第2条第3項に規定する指定一般避難所の使用期間は、避難者等が避難する必要がないものと甲が判断した時までとする。

(施設等の返還)

第9条 甲は、避難所等に利用した場合でも、乙が早期に運営(営業)を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙に貸付している施設を返還するものとする。

(施設等の維持管理)

第10条 乙は、避難対象者を常時受入れできるよう、甲が貸し付けた旧平岡小学校幽谷分校の施及び土地の維持管理に努めるものとする。

(施設変更の通知)

第11条 乙は、避難場所等について次の各号に定める項目に該当する場合、使用避難所等変更届(様式第2号)により甲に届け出るものとする。

(1) 10分の1以上の面積の増減を伴う変更がある場合

(2) 構造耐力上主要な部分の変更がある場合

(3) 避難上有効な階段その他の経路を廃止する場合

(4) その他、避難者の受入れについて、障害が生じる場合
(費用の負担)

第12条 この協定により甲が使用する施設及び土地（以下「使用施設等」という。）の使用料は無償とする。

2 避難所等として使用したことにより生じた光熱水費等及び損害については、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第13条 乙は、避難所等として使用しているときに発生した事故等について、その責任を負わないものとする。

(連絡責任者)

第14条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては、袖ヶ浦市防災担当課長、乙においては、使用施設等の使用管理者とする。

2 甲乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、連絡者通知書（様式第3号）により相互に通知するものとし、変更があった場合は直ちに相手側へ通知するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結日の日から1年間までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定書は、2 通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
千葉県袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

乙

別表 1（第 2 条第 1 項関係）

避難種別	使用場所又は施設名称 【収容人数】	所在地
指定緊急避難場所	屋外運動場（グラウンド） 【〇〇〇〇人】	袖ヶ浦市川原井 4 6 7 番地 2
	校舎敷地（グラウンド） 【〇〇〇〇人】	
指定一般避難所	屋内運動場（体育館） 【〇〇〇〇人】	袖ヶ浦市川原井 4 7 0 番地
	校舎 【〇〇〇人】※ 1 階：職員室 64.00 m ² （人） 会議室 音楽室 保険室 湯沸室 普通教室 多目的室 理科教室 準備室 資料室 2 階：普通教室 普通教室 図書室 ※ 収容人数は各部屋の面積毎 に算定（4.00 m ² /1 人）し、 その数を合計した数	

別表 2（第 2 条第 2 項関係）

対象とする異常な現象の種類	指定緊急避難場所として使用の可否
洪水	×
土砂災害	×
高潮	○
地震	○
津波	○

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

年 月 日

様

袖ヶ浦市長

使用要請書

災害時における指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用に関する協定書第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり避難場所及び避難所として使用できるよう要請します。

記

使用期間	年 月 日 から 月 日 まで
使用用途	☐ 避難場所 ☐ 避難所
使用施設	☐ 場所 名称： [m²] ☐ 教室等 階 [部屋] 階 [部屋] ☐ その他施設 名称： [部屋]
連絡先	所 属： 職氏名： 電 話：

様式第 2 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

袖 ケ 浦 市 長 様

使用者名

使用避難所等変更届

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書 1 1 条の規定により、次のとおり変更があったため、届け出ます。

記

変更日時	年 月 日
変更場所	
変更内容	☐ 1 0 分の 1 以上の面積の増減を伴う変更 ☐ 構造耐力上主要な部分の変更 ☐ 避難上有効な階段その他の経路を廃止 ☐ その他、避難者の受入れについて、障害が生じる
具体的な変更内容	
担 当 者	職氏名： 電 話：

様式第 3 号（第 1 3 条第 2 項関係）

連絡者通知書

担当部署名			
連絡担当者	役 職	氏 名	区 分
			第 1 連絡先
			第 2 連絡先
電話番号等	勤務時間内（ ： ～ ： ） TEL： 勤務時間外（夜間、休日等） TEL： FAX： MAIL：		
備 考			
担当部署名			
連絡担当者	役 職	氏 名	区 分
			第 1 連絡先
			第 2 連絡先
電話番号等	勤務時間内（ ： ～ ： ） TEL： 勤務時間外（夜間、休日等） TEL： FAX： MAIL：		
備 考			